

社会福祉法人松江市社会福祉協議会助成金等交付規程

(目的)

第1条 この規程は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、松江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が交付する助成金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、助成金等に係る予算の執行及び交付の適正化と事務の効率化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成金等 本会が本会以外の者に対して交付する助成金、配分金、事業共催の場合の負担金その他の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 助成事業等 助成金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 助成事業者等 助成事業等を行うもの（助成事業等を行う者とその費用を支弁する者が異なるときは、その費用を支弁する者を含む。）をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 役員等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）において、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。

(助成の対象)

第3条 助成金等の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容及びその交付の率又は金額等は、別に定めて広告する。ただし、本会会長（以下「会長」という。）が必要ないと認めるときは、広告せずこれらの事項をその相手方に通知する。

(交付の申請)

第4条 助成金等の交付の申請をしようとする者（以下「申請人」という。）は、助成金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（事業を認定するに足る範囲のもの）
- (3) 工事の施行にあつては実施設計書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

- 2 前項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、当該助成事業等の認定上必要がないと認める場合においては、これを省略することができる。
- 3 第1項の規定による助成金等交付申請書の提出は、助成事業等の着手日までに行わなければならない。ただし、会長が認めた助成事業等については、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 会長は、助成金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る助成金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、助成事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金等の交付の決定をするものとする。

- 2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金等の交付の決定をすることができる。

(助成事業等からの暴力団排除)

第6条 会長は、申請人が次に掲げるもの（以下「暴排措置対象者」という。）であると認める場合は、助成金等の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (4) 暴力団員であることを知りながら暴力団員を役員等として使用し、又は雇用している法人等
- (5) 不正な利益を得る目的又は第三者に損害若しくは危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (6) 暴力団又は暴力団員に資金を提供するなど、暴力団の活動に関与している者
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供するなど、暴力団の活動に関与している法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営又は運営に関与している法人等であることを知りながら、当該法人等と下請け契約、業務の委託契約、資材の購入契約等を締結している法人等
- (9) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有

している法人等

(交付の条件)

第7条 会長は、助成金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める助成金等の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第8条 会長は、第5条第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を助成金等交付決定通知書（様式第2号）により申請人に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請人は、前条又は第11条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から7日以内に、文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成事業等の遂行)

第10条 助成事業者等は、法令の定め並びに助成金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他法令に基づく会長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業等を行わなければならない、助成金等の他の用途への使用をしてはならない。

(決定内容の変更等)

第11条 助成事業者等は、第5条第1項の規定により助成金等の交付の決定を受けた助成事業等の進捗又は内容の変更により当該助成金等の額に変更が生じる場合は、助成金等変更交付申請書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、第5条第1項の規定により決定した助成金等の額を変更するときは、助成金等変更交付決定通知書（様式第4号）により、助成事業者等に通知するものとする。

3 助成事業者等は、第5条第1項の規定により助成金等の交付の決定を受けた助成事業等について、内容の変更をするとき（第1項の規定により助成金等の変更交付申請をするとき、又は軽微な内容の変更をするときを除く。）、予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となり中止若しくは廃止するときは、助成事業等変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

4 会長は、前項の申請があったときは、これを審査し、承認するときは、助

成事業等変更・中止・廃止承認通知書（様式第 6 号）により、助成事業者等に通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第12条 助成事業者等は、助成事業等に着手したとき及び当該助成事業等が完了したときは、速やかに助成事業等着手・完了届（様式第 7 号）を会長に提出しなければならない。ただし、会長が認めた助成事業等については、この限りでない。

（実績報告）

第13条 助成事業者等は、助成事業等が完了したとき（助成事業等の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から速やかに助成事業等の実施状況を記載した助成事業等実績報告書（様式第 8 号）に会長が定める書類を添えて報告しなければならない。

（助成金等の額の確定）

第14条 会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業等の成果が助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金等の額を確定し、助成金等確定通知書（様式第 9 号）により当該助成事業者等に通知するものとする。

（交付の時期）

第15条 助成金等は、助成事業者等が当該助成事業等を完了した後において交付するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、助成事業等の完了前に助成金等の全部又は一部を交付することができる。

2 助成事業者等は、前項の規定により助成金等の交付を受けようとするときは、助成金等交付請求書（様式第 10 号）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 会長は、助成事業者等が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けたとき。

(2) 助成金等を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、若しくは会長の指示に従わなかったとき。

(4) 暴排措置対象者であるとき。

2 前項の規定は、助成事業等について交付すべき助成金等の額の確定があった後についても適用する。

3 会長は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、助成金等交付決定取消

通知書（様式第 11 号）により、助成事業者等に通知するものとする。

（助成金等の返還）

第17条 会長は、前条の規定による助成金等の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金等が交付されているときは、助成事業者等に対し助成金等返還通知書（様式第 12 号）により期限を定めてその返還を行うよう通知する。

2 会長は、助成事業者等に交付すべき助成金等の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を行うよう通知するものとする。

（加算金及び延滞金）

第18条 助成事業者等は、前条第 1 項の規定により、助成金の返還通知を受けたときは、その通知に係る助成金等の最後の受領の日（当該返還を通知された額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を通知された額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日）から支払の日までの日数に応じ、当該助成金等の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を本会に支払わなければならない。

2 助成事業者等は、助成金等の返還通知を受け、これを支払期限までに支払わなかったときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未支払額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を本会に支払わなければならない。

3 会長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部または一部を免除することができる。

（財産処分制限）

第19条 助成事業者等は、助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を会長の承認を受けないで、助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成事業者等が当該財産に係る助成金等の全部に相当する金額を本会に支払った場合並びに助成金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して会長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び主要な器具で会長が定めるもの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、会長が助成金等の交付の目的を達成するため特に必要であると認めて定めるもの

（関係書類の整備）

第20条 助成事業者等は、助成事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間

保存しておかなければならない。

(雑則)

第21条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。